

答 申 書

事件名：国民健康保険税の還付に係る「過誤納金還付領収証書」のうち第三者に関する情報を非開示とした個人情報部分開示決定に関する件

第1 審査会の結論

国民健康保険税の還付に係る「過誤納金還付領収証書」(以下、「本件行政文書」という。)に記録されている郵便番号、住所、氏名のふりがな、氏名、金融機関名、金融機関支店名、口座種目及び口座番号(以下、「本件非開示部分」という。)の第三者に関する情報のうち、郵便番号、住所、氏名のふりがな及び氏名は開示すべきであるが、その余の部分の非開示とした決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経緯

- 1 異議申立人は、平成23年7月22日、山形市個人情報保護条例(平成12年市条例第34号。以下、「個人情報保護条例」という。)第15条第1項の規定により、山形市長(以下「実施機関」という。)に対して「1被相続人A、2被相続人Bにかかる、平成17年から平成19年までの市県民税及び国民健康保険税の過誤納金還付領収証書に記録されている個人情報」を内容とする個人情報の開示請求を行った。
- 2 実施機関は、平成23年8月3日、上記請求に対して本件非開示部分を除き部分開示決定(以下、「本件処分」という。)を行い、異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成23年9月2日、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、平成23年9月7日付けで、本件行政文書に記録されている第三者に対し、個人情報保護条例第23条第1項の規定により意見照会を行うとともに、平成23年9月28日、同条例第38条第1項の規定により、山形市情報公開・個人情報保護審査会(以下、「審査会」という。)に諮問をした。

第3 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消しを求める。

第4 異議申立ての概要

異議申立人が異議申立書、意見書において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- 1 本件行政文書は、共同相続人の一人が、被相続人Aの資産情報を秘匿し、相続協議にも応じず、遺産の確定もできない中、異議申立人が行った被相続人の財産調査により判明したものである。
- 2 本件行政文書の記載事項は、被相続人の遺産に関する事務管理者の事務管理事項であり、相続人は法令上知ることとされている事項であるが、未だ事務管理者からの報告がなく、本件処分により事務管理の行為者及びその処分経過等を明らかにすることができない。
- 3 実施機関は、本件処分にあたり第三者の権利利益と異議申立人の権利利益を比較衡量したというが、上記の事情を考慮せず善悪を同列に評価した比較衡量であり、当該過誤納金を処理した者及び処理の実態の発覚を保護することが第三者の権利利益であるとする実施機関の見解は理解できない。
- 4 当該過誤納金の還付先を知ることは、相続人の財産調査として法令上認められた正当な権利利益であり、個人情報保護条例第17条第2号による第三者のプライバシーの等の権利利益を侵害することを理由に拒否されるものではなく、かえって、相続人の正当な権利利益を侵害するものであり、同条例第18条により裁量的開示がなされるべきである。
- 5 また、本件行政文書は、山形市情報公開条例（平成9年市条例第39号。以下、「情報公開条例」という。）第2条により規定された行政文書であり、情報公開条例第8条第2号ただし書ア及びイにより非公開情報の範疇から除外された公開情報に該当するものであるから、個人情報保護条例第18条を適用するまでもなく、情報公開条例第7条の規定により実施機関は速やかに公開すべきである。
- 6 高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することや不当に財産上の利益を受けることは高齢者への虐待であると定義、立法化している今日において、本件処分は、高齢者の尊厳を守る社会の実現に寄与しないし、健全な市民社会の実現と開かれた市政の発展に逆行するものである。

第5 実施機関の説明要旨

実施機関が、非開示理由説明書及び実施機関の職員による口頭説明において述べていることを総合すると、概ね次のとおりである。

1 個人情報保護条例第17条第2号の該当性について

本件非開示部分は、郵便番号、住所、氏名のふりがな、氏名、口座の種目、口座番号、金融機関名、金融機関支店名であるところ、これらは、異議申立人の被相続人以外の第三者の個人情報であって、開示することにより第三者のプライバシー等の正当な権利利益を侵害することは明らかであり、個人情報保護条例第17条第2号に該当し、非開示とした。

2 個人情報保護条例第18条の該当性について

第三者の利益の保護と異議申立人の権利利益の保護を比較衡量したが、本件非開示部分を開示することが、異議申立人の権利利益を保護するために特に必要があるとは認められず、個人情報保護条例第18条の規定によって裁量的開示をすべき場合に当たらないと判断した。

第6 審査会の判断の理由

1 個人情報保護条例第17条第2号の該当性について

個人情報保護条例第17条第2号は、「開示請求者以外のものに関する情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外のものの正当な権利利益を侵害するおそれがあることが明らかであるもの」を非開示情報と規定している。

本件非開示部分を見分するに、本件非開示部分は、本件行政文書の送付先である第三者の郵便番号、住所、氏名のふりがな及び氏名並びに当該過誤納金の振込先である第三者の金融機関名、金融機関支店名、口座種目及び口座番号であり、すなわち、当該過誤納金の受取人及び受取口座を示すものである。

これらの情報は、開示請求者の被相続人以外のものに関する情報であり、また、これらの情報を開示することにより第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあることが明らかであり、よって個人情報保護条例17条第2号に規定する非開示情報に該当すると解するのが相当である。

2 個人情報保護条例第18条の該当性について

個人情報保護条例第18条は、「実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報（前条第1号に該当する情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人

の権利利益の保護のため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。」と規定している。

これは、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個々の事例における特殊な事情により、非開示にすることによって保護される権利利益より開示することの利益が優越し、特に開示する必要があると認められる場合において、実施機関の高度な行政的判断により開示できるとしたものである。

当該過誤納金は、被相続人Aが生前納めた税に過誤があったため発生したものであり、当然納税者たる被相続人Aに帰属し被相続人Aの財産であるから、相続人である異議申立人の相続財産にあたりと解することができる。

ところで、相続手続きを円滑に進めるにあたっては、被相続人の財産を正確に把握する必要がある。それゆえ、相続人には、被相続人名義の口座を明らかにして被相続人の遺産の範囲を確定し、不当に被相続人名義の口座から流出した金員がないかを調査することが認められているところである。

本件非開示部分を見分すると、本件非開示部分は、当該過誤納金の受取人を示す、第三者の郵便番号、住所、氏名のふりがな及び氏名並びに当該過誤納金の振込先である受取人の取引金融機関名、金融機関支店名、口座種目及び口座番号で構成されている。

異議申立人が主張しているように、当該過誤納金の処理について何ら報告がなく相続手続きが滞っている状況を鑑みれば、相続人である異議申立人が当該過誤納金の受取人を特定することは、遺産を確定するにあたり極めて重要な行為であり、その行為が阻害されることは異議申立人の相続権が侵害されることとなり、受取人の特定は異議申立人の権利利益の保護のために特に必要であることが認められる。

よって、本件非開示部分のうち当該過誤納金の受取人を示す、第三者の郵便番号、住所、氏名のふりがな及び氏名は、個人情報保護条例18条により裁量的開示がなされるべきである。

なお、異議申立人は、当該過誤納金の振込先の開示も求めているが、遺産の確定においては、当該過誤納金の受取人が明らかにされることをもって十分足りるものであり、当該過誤納金の振込先である受取人の取引口座等の情報を開示することが、異議申立人の権利利益の保護のため特に必要があるとは認められない。

よって、本件非開示部分のうち、当該過誤納金の振込先である受取人の取引金

融機関名，金融機関支店名，口座種目及び口座番号を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

3 情報公開条例に基づく異議申立人の公開請求について

異議申立人は，本件行政文書は，情報公開条例第8条第2号ただし書ア及びイに該当するものであるから開示すべきであると主張している。

しかし，本件行政文書に記載された情報は，同条例第8条第2号ただし書アの「・・・公にされ，又は公にすることが予定されている情報」にも，イの「・・・当該公務員等の職，氏名及び職務遂行の内容に係る部分」にも該当しないことは明白であるから，異議申立人の主張は採用できない。

また，異議申立人は，その他の事項についても種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから，当審査会は，「第1 審査会の結論」のとおり判断する。